

政令第 号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

理由

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。